

令和 8 年度

富士川流域治水協議会 富士川における減災対策協議会 合同会議

**流域治水協議会と減災対策協議会の
これまでの取組と関係性について 説明資料**

令和 8 年 5 月 2 1 日

甲府河川国道事務所

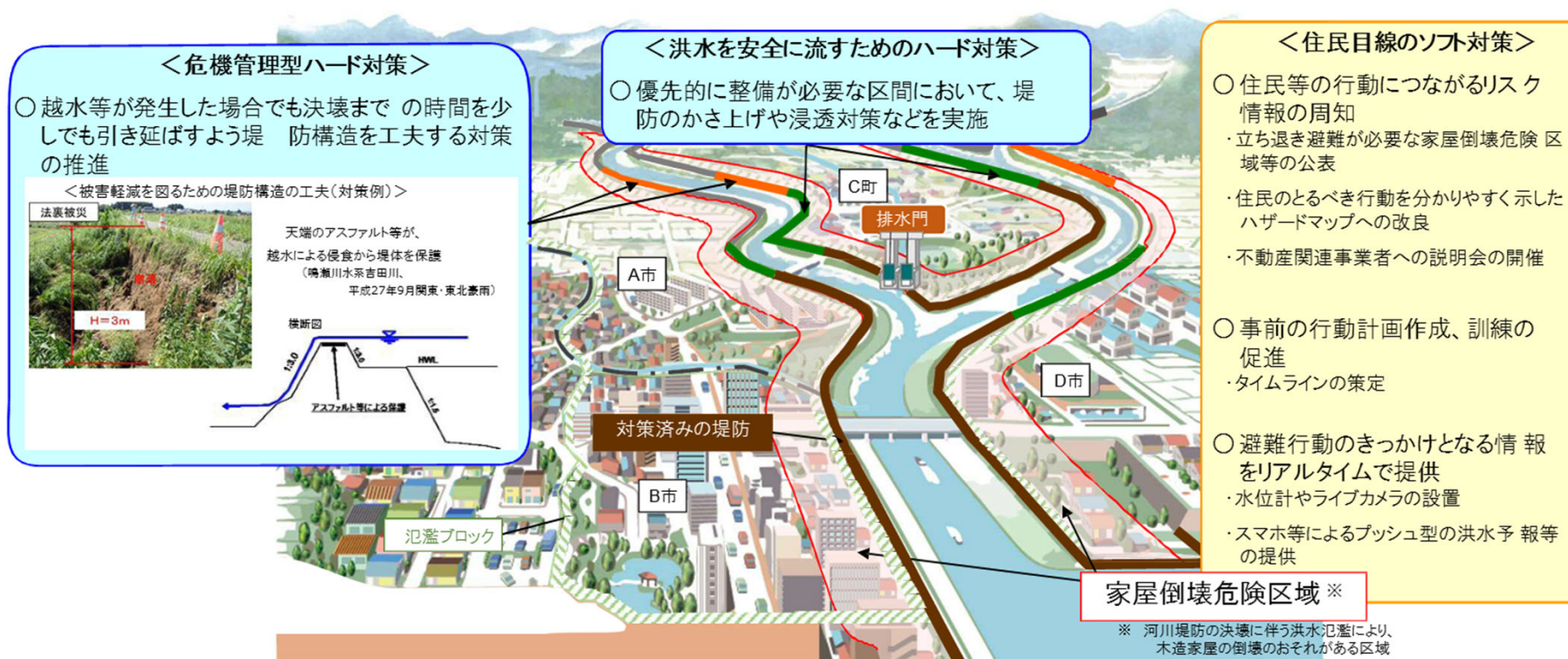
減災対策協議会とは

平成27年9月 関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、**全ての直轄河川とその沿川市町村等において、令和2年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。**

その取組を進める上で、各地域において、**河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置（水防法第15条の9第1項）**して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

主な取組内容

- ・ソフト対策：住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換する。
- ・ハード対策：「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、**氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」**を導入する。



流域治水協議会とは

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、富士川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として、流域治水協議会を設置しており、下記の①～③の取組を推進している。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

集水域

[国・市・企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

[国・市・企業・住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化



流域治水協議会と減災対策協議会の経緯

減災対策協議会では、「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するための協議・情報共有を平成28年から2期10年にわたり推進してきた。しかし、令和元年の台風19号をはじめ、近年激甚な水害が頻発しているところであり、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について今後は流域全体で治水対策を行う「流域治水」へ転換が求められ「流域治水協議会」を設置し「流域治水プロジェクト」として策定、公表している。

台風・豪雨の状況、政策関係の経緯

R3.3 「流域治水対策プロジェクト」を公表し、
構成機関を拡大

R2.7 「あらゆる関係者により流域全体で行う
「流域治水」への転換」が示される

↑令和元年 台風第19号・令和2年 7月豪雨

H31.1 「「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画」の改定

H30.12

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方につ
いて～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～
答申」公表

↑平成30年7月豪雨

H29.12 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を
とりまとめ、「緊急行動計画」に土砂・流木対策を追加

↑H29.07 平成29年7月 九州北部豪雨

水防法等を改正し、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を
制度化するとともに、行動計画をとりまとめ

H29.06 「「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画」をとりまとめ

H29.05 水防法等の一部を改正する法律 公布
H28.08 北海道・東北地方を襲った一連の台風

H28.08 取組を中小河川に拡大することを決定
(第4回水災害に関する防災・減災対策本部)

H27.12 「水防災意識社会 再構築ビジョン」策定
H27.09 平成27年9月 関東・東北豪雨

減災対策協議会の開催経緯

第3期

令和8年度協議会

○第3期の取組方針の決定

流域治水プロジェクトとの役割を明確
にしたうえで取組項目の追加・削除

第2期

令和7年度協議会 (R7.6.6)

令和6年度協議会 (R6.7.10)

令和5年度協議会 (R5.7.10)

令和4年度協議会 (R4.4.26)

令和3年度協議会 (R3.6.21)

緊急行動計画の改定に伴い取組項目を
追加

第1期

令和2年度協議会 (R2.7.3)

平成31年度協議会(H31.4.25)

平成30年度協議会(H30.4.24)

平成29年度協議会(H29.4.25)

平成28年度協議会(H28.8.29)

「富士川流域における減災対策協議会」
H28.4.27 設立

流域治水協議会の開催経緯

★本年度は合同開催

第8回富士川流域治水協議会

第7回富士川流域治水協議会 (R7.9.1)

第6回富士川流域治水協議会 (R7.5.30)

第5回富士川流域治水協議会 (R6.3.21)

第4回富士川流域治水協議会 (R5.3.30)

第3回富士川流域治水協議会 (R4.3.15)

第2回富士川流域治水協議会 (R3.2.26)

第1回富士川流域治水協議会 (R2.9.9)

「富士川流域治水協議会」R2.9.9 設立

「減災対策協議会」と「流域治水協議会」の 今後の展開について

○水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取組等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた（このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了）。

○緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

○大規模氾濫減災協議会は、平成28年から2期10年間にわたり推進され、今年度で3期目の11年目となる。令和2年9月から実施している富士川流域治水協議会との関係を踏まえ、令和8年度以降は、避難・水防対策などのソフト対策を主な対象として取組を推進していく方針である。

大規模氾濫減災対策協議会について

水防災意識社会の再構築
(大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会)

緊急行動計画 H28～R2 (5か年) ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

危機管理型ハード対策等

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

大規模氾濫減災協議会

R3以降

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

流域治水協議会について

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など激甚な被害を受けた河川について
再度災害防止に向けて取り組んでいる緊急治水対策プロジェクト



治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示す
～一級水系（109水系）、二級水系（約600水系）で策定・公表～

流域治水協議会 国管理河川118協議会

R3以降

ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速

全国の一級水系などにおいても、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、
浸水拡大抑制、利水ダムの活用など